

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年9月16日（水） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 ： 3人

労働者側委員 ： 2人（欠席1人）

使用者側委員 ： 2人（欠席1人）

4 審議事項

- （1）部会長・部会長代理の選任について
- （2）特定最低賃金専門部会の運営について
- （3）資料説明について
- （4）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- （5）今後の審議日程について
- （6）その他

5 議事要旨

- （1）部会長・部会長代理の選任について

公益委員の互選により、部会長に岡山委員、部会長代理に一原委員が選任された。

- （2）特定最低賃金専門部会の運営について

今年度の専門部会の運営について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

- （3）資料説明について

専門部会に提出した岡山県内における経済指標、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

また、岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した最低賃金基礎調査結果について事務局から説明が

行われた。なお調査結果から推計される未満率は 5.7%であったことが報告された。

(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側意見要旨】

産業別最低賃金の改定は必要である。

- ・鉄鋼業における国内粗鋼生産量は前年度比マイナスとなり、4年連続で前年度実績を下回ったと発表されている。国内外の鉄鋼需要が伸び悩むなか、年度ベースでは 1968 年度以来の低水準となっている。
- ・鉄鋼総合 3 社会計の 2026 年度通期収益見通しは、昨年度比で増益が見込まれているが国内需要が横ばいで推移するなか、海外需要は中国の政策、中東情勢等によりアジア圏を中心に厳しい需給環境が当面の間継続すると想定されている。
- ・今年度の春季生活改善闘争においては、総合的な労働条件をめざす要求方針を策定し取り組み、労働条件の構築の必要性を労使で認識を共有、結果として基幹労連全体で平均 11,773 円、鉄鋼関係の組織においては平均 10,031 円の獲得水準を引き出した。しかし、この成果に未組織労働者は含まれておらず、未組織労働者の賃金底上げを図ること、産業の魅力を高め、優秀な人材を確保・定着させる観点からも産業別最低賃金引き上げの取組は重要である。
- ・鉄鋼産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比較して魅力的でなければ、他産業に優秀な人材が流出してしまうことが予想される。
- ・鉄鋼業は、大企業だけではなく中小を含めた多くの企業、製造に関わるすべての労働者で成り立っていること、作業環境は他産業と比較して厳しいこと、高い技術と熟練度を必要とすることから、鉄鋼業最低賃金は地賃や他産業の最低賃金と比較してより高い水準であるべきである。
- ・生産年齢人口が減少しているなかで、岡山県鉄鋼業の発展のためには人材の確保・定着が不可欠である。産業の将来を見据えた人材の確保が出来なければ、人材構成にゆがみが生じ、技術・技能の伝承に支障を来すことになる。そのため賃金水準を引上げ、産業、企業としての魅力を高める必要がある。
- ・鉄鋼業は高度な技術や安全、品質への高い責任に加え、特殊な厳しい作業環境を有することから、地域別最賃や他業種の特定最賃を上回る賃金水準を確保すべきである。

【使用者側意見要旨】

最低賃金の改正決定の必要性については、必要ありと判断したい。

- ・鉄鋼業の景況感は極めて厳しいと認識している。労側も同じ認識であると思う。改定額は慎重に見極める必要があると思うが、鉄鋼業の特定最低賃金の改正の必要性については、必要ありと考えている。
- ・岡山県の鉄鋼業、サプライチェーン全体の維持と持続のためには、中小、零細規模の鉄鋼関連の加工業者も含めた人材確保が必要不可欠である。鉄鋼業の特定最賃と地域最賃との差が縮まり過ぎてしまうと人材の流出も生じかねない。年々厳しいという肌感覚があるが、そのファクターは給料だけではないが、ひとつのファクターになると思う。
- ・今次の改定でもプラス 57 円となった岡山県最低賃金との差を一定程度維持できるよう鉄鋼業の特定最賃においても一定の上積みは実施する必要がある。
- ・しかし、鉄鋼業の景況感を無視した大幅な、急激な引上げではなく、地域別最賃の改定額とのバランスの取れる差額、上乘せを意識した慎重な改定が必要だということは強く意識している。

イ 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

ウ 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

(5) 今後の審議日程について

- ・本日付けで意見聴取について公示すること（公示期間 10 月 7 日まで）。
- ・第 2 回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会は 10 月 22 日（木）に開催することが連絡された。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿
- ・特定最低賃金にかかる諮問文
 - ①特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - ②特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- ・岡山県金融経済月報（2026 年 9 月 4 日）「日本銀行岡山支店」
- ・岡山県内経済情勢報告（令和 8 年 8 月 5 日）「岡山財務事務所」
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（令和 8 年 6 月分）
「岡山県総合政策局統計分析課」
- ・雇用情勢（令和 8 年 7 月）「岡山労働局職業安定課」
- ・特定最低賃金基礎調査結果等
- ・岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
- ・令和 7 年度岡山県最低賃金・特定最低賃金審議経過及び結果一覧表

7 報告書・答申

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（案）